

請負業務成績評定基準

(目的)

第1条 本基準は、「請負業務成績評定要領」(平成25年3月29日付け国港技第113号)(以下「評定要領」という。)第3条に定める業務成績の評定(以下「成績評定」という。)に必要な事項を定め、地方整備局が所掌する請負業務の成績評定を適確かつ公正に行うことを目的とする。

(対象業務)

第2条 成績評定の対象は、評定要領第2条に定める評定の対象業務のうち、地方整備局が発注する港湾業務、空港業務、海岸業務及びその他これらに類する業務とする。

(成績評定の方法)

第3条 成績評定は、別紙「考査基準」により行うものとする。

- 2 受注者が設計共同体的場合は、設計共同体に対して成績評定を行うものとする。ただし、設計共同体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、法令遵守等の減点を構成員毎に行うものとする。

(成績評定結果の記録)

第4条 評定要領第5条第2項に定める業務成績評定表に記録とは、別記様式第1(業務成績評定表)に記録するものとする。

(成績評定結果の通知)

第5条 評定要領第8条及び第9条に定める受注者への評定結果の通知(以下「評定通知」という。)は、次の各号により行うものとする。

- 一 「業務成績」に係る評定通知は、別紙第1-①「請負業務成績評定通知書(通常)」により通知するものとする。
なお、受注者が設計共同体的場合は、設計共同体宛に通知するものとする。
- 二 設計共同体的構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合の「業務成績」に係る評定通知は、別紙第1-②「請負業務成績評定通知書(構成員毎に異なる場合)」により構成員毎の評定点を記入して通知するものとする。

(成績評定結果の説明請求に対する回答)

第6条 評定要領第10条及び第11条に定める説明請求への回答(以下、「評定説明」という。)は、次の各号により行うものとする。

- 一 「業務成績」に係る評定説明は、別紙第2「請負業務成績評定に係る説明書（回答）」及び別紙第3「請負業務成績評定に係る再説明書（回答）」により、回答するものとする。
- 二 評定要領第10条の第3項に規定する委員会とは、別途定める「請負業務成績評定評価委員会規則」又は「事務所請負業務成績評定評価委員会規則」に基づき設置された「請負業務成績評定評価委員会」又は「事務所請負業務成績評定評価委員会」とする。
- 三 評定要領第11条の第2項に定める委員会とは、別途定める「地方整備局業務成績評定審査委員会規則」に基づき設置された「地方整備局業務成績評定審査委員会」とする。

附則

1. この請負業務成績評定基準の規定は、平成25年4月1日以降契約する業務から適用する。
2. この請負業務成績評定の実施は、国土技術政策総合研究所で運営管理している港湾事業執行支援システム（PASSPORT）の工事・調査評価システム（CRES）により行うものとする。